

【電子版】



2023年 第13号 2023年 4月21日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



国交大臣「運賃の変更命令を発動したことはない」

田村智子議員 タクシーの協議運賃制度の問題点を質す

タクシーの協議運賃制度の創設を盛り込む「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」について4月12日、参議院本会議で各党による代表質問がおこなわれました。同法案は、3月24日に衆議院で可決され、参議院・国土交通委員会に付託され審議されています。

代表質問で日本共産党の田村智子参議院議員（写真＝参議院インターネット審議中継から）は、「協議運賃制度について、認可運賃よりも低くなる下限割れが危惧されるが、そうならないという条文はあるか」と質問し、「また一度でも変更命令を出したことがあるか。タクシー特措法に基づく特定地域、準特定地域から外れれば、東京や大阪でも協議運賃が可能となるのではないか」などと問題点を指摘しました。



斉藤大臣 下限割れ運賃問題や適用地域の懸念裏付ける回答

斉藤鉄夫国土交通大臣は、「認可運賃よりも低い運賃を設定することを禁じる規定はない。また、タクシーの運賃について過去に変更命令を発動したことはない」とし、つづけて「今般の制度では、運賃を一定の範囲に規制することによって過当競争を防ぐ必要があるとする特定地域、準特定地域を対象にしていない。タクシー特措法の地域の指定については、現在の需給状況においては、東京や大阪などの都市部が直ちに地域指定から外れることはない」と答えました。

質疑によって、東京、大阪などの都市部が準特定地域から外れると同制度の適用地域となることや下限割れ運賃等による諸問題が生じても歯止めとなる規制が機能しないことが明白となりました。

協議運賃制度は参議院で廃案にせよ



座り込み抗議する東京・神奈川・交運共闘の仲間 =2023. 4. 17 参議院議員会館前

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」の審議が、4月12日から参議院で始まりました。12日の本会議につづき13日から国土交通委員会で趣旨説明、18日には参考人質疑がおこなわれ、20日に国土交通委員会を通過しました。

同法案は、衆議院ではローカル鉄道に関する審議に終始し、タクシーへの協議運賃制度導入については十分な審議がおこなわれませんでした。自交総連は参議院での廃案をもとめ、4月17日に同議員会館前で東京地連、神奈川地本と交運共闘の仲間とともに「協議運賃制度で不当な競争と利用者の公平性を破壊するな」「参議院国土交通委員会は協議運賃制度を廃案にしろ」と横断幕を掲げ座り込み、抗議しました。

徳永副委員長（東京地連委員長）は、「タクシーの運賃という根幹に関わる問題でありながら『協議運賃制度の創設』が一括法案として盛り込まれ、まともな審議すらされていない」と憤り、「政府や行政は過去の過ちを再び繰り返そうとしている」と語気を強め抗議しました。

高城書記長は、「20年の改定では自家用有償旅客運送の拡大、さらに今回は、協議運賃制度をタクシーに拡大しようとしている。既存の事業者との競合などでタクシー事業者が疲弊するなど、ライドシェアにつながる危険性がある」と参加者に説明しました。

富松常任執行委員（神奈川地本委員長）は「協議運賃制度の導入は、タクシー事業をより疲弊させる。国は協議運賃制度の導入を止めて、公的補助金等でタクシーを守るべきだ」と強調し、東京地連の各副委員長が国会議事堂に向けて訴えました。

交運共闘の国土交通労組後藤書記長は、国土交通行政のあり方にも疑問を呈し「国民の自由な移動を担保するには、運送を担う労働者の労働条件改善もセットで安心安全を確保するたたかいをともに強めていこう」と連帯の挨拶をしました。

緊急の抗議行動でしたが、東京地連から53人、神奈川地本4人、常執3人、そして国土交通労組を中心に交運共闘の仲間が9人参加しました。